

第二十二回国会 衆議院 農林水産委員会商工委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長 綱島 正興君

理事 安藤 覺君 理事 白濱 仁吉君

理事 松浦 東介君 理事 鈴木 善幸君

理事 中馬 辰猪君 理事 足鹿 覺君

理事 稻富 稜人君

赤澤 正道君 五十嵐吉藏君

井出 太郎君 伊東 岩男君

石坂 繁君 大森 玉木君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

丹羽 兵助君 原 捨思君

本名 武君 足立 篤郎君

川村善八郎君 助川 良平君

田口長治郎君 平野 三郎君

松山 義雄君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 井谷 正吉君

石田 宥全君 芳賀 貢君

伊瀬幸太郎君 川俣 清吉君

中村 時雄君 日野 吉夫君

久保田 豊君

商工委員会

委員長 田中 角榮君

理事 首藤 新八君 理事 長谷川四郎君

理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君

理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君

理事 中崎 敏君

笹本 一雄君 森山 欽司君

山本 勝市君 加藤 精三君

鹿野 彦吉君 神田 博君

小平 久雄君 堀川 恭平君

南 好雄君 加藤 清二君

片島 港君 田中 武夫君

伊藤卯四郎君 松平 忠久君

出席國務大臣 農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員 農林政務次官 吉川 久衛君

農林事務官 農地局長 渡部 伍良君

通商産業 通商産業事務官 島村 一郎君

政務次官 公益事業局長 中島 征帆君

委員外の出席者 通商産業事務官 福井 政男君

農林水産委員 農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

農林水産委員 岩隈 博君

第三章 業務(第十八条—第二十条)

第四章 財務及び会計(第三十条—第四十四条)

第五章 監督(第四十五条—第四十六条)

第六章 雑則(第四十七条—第五十一条)

第七章 罰則(第五十二条—第五十四条)

附則

第一章 総則

第一条 (目的) 愛知用水公団は、木曾川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図り、食糧その他の農産物の生産の増進と農業経営の合理化に資するため、政府及び国際復興開発銀行から資金の融通を受け、大規模なかんがい排水施設の建設及び管理、開田、開畑等の事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 愛知用水公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を名古屋市中に置く。

第四条 公団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない。

ばならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、愛知用水公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行爲能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任期)

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十条 役員任期は、五年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国會議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十二条 農林大臣又は総裁は、そ

の

を

を

を

を

を

を

を

を

れぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)
第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)
第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 長野県、岐阜県及び愛知県内の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。
イ かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の施設、廃止又は変更
ロ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六條第一項の規定により農地法第四十四條第一項の規定によつて買取したもの)とみなされる土地を含む)についての開田又は開畑
二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を施行すること。
三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。
四 前三号の事業に附帯する事業を行うこと。

二 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行うことができる。
一 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行うこと。
二 発電事業若しくは水道事業の用に供する施設で前項

第一号イ若しくは第二号の事業の施行によつて生ずる施設の全部と一体的に使用されるもの(以下「専用施設」という。)を新設し、及びこれによつて生ずる専用施設の貸付を行い、又は発電事業若しくは水道事業を行う者が専用施設を新設する場合に、その者に対し、これに必要な資金の供給を行うこと。

三 第五十條第一項の規定による委託を受けて前項第一号ロの土地(その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に關する権利を含む)の管理を行うこと。

(事業実施計画及び施設管理規程)
第十九条 公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 事業の目的及び要旨
二 事業の施行区域の所在
三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地(以下「受益地」という。)の所在及び面積
四 受益地の現況
五 受益地の開発計画
六 主要工事計画及び附帯工事計画
七 工事の着手及び完了の予定時期
八 所要事業費及びその負担割合
九 事業の効果

十 発電事業及び水道事業との関係
十一 その他農林省令で定める事項
三 公団は、前条第一項第一号の事業に係る第一項の事業実施計画については、次条第一項の規定により指示された事業基本計画に基づいて、これを作成しなければならない。

四 公団は、前条第一項第三号の事業を行おうとするときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。
五 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。
一 管理する施設
二 管理の方法
三 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、管理の委託に關する準則
四 管理費及びその負担割合
五 その他農林省令で定める事項
六 公団は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

一 事業の施行区域に關する事項
二 受益地の区域、現況及び開発計画に關する事項
三 工事計画に關する事項
四 所要事業費及びその負担割合に關する事項
五 発電事業及び水道事業との関係に關する事項
六 その他政令で定める事項

3 農林大臣は、第一項の事業基本計画を定めようとするときは、大藏大臣、厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならない。

(意見書の提出等)
第二十一条 農林大臣は、第十九條第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八條第一項第二号の事業で災害のため急速に行ふ必要があるものに係る事業実施計画については、公衆の縦覧に供することを要しない。

2 前項の規定により縦覧に供された事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害關係人(当該事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者をいう。以下同じ)は、同

第二十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第十八條第一項第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業基本計画を公団に指示しなければならない。

2 前項の事業基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の目的及び要旨
二 事業の施行区域の所在
三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地(以下「受益地」という。)の所在及び面積
四 受益地の現況
五 受益地の開発計画
六 主要工事計画及び附帯工事計画
七 工事の着手及び完了の予定時期
八 所要事業費及びその負担割合
九 事業の効果

十 発電事業及び水道事業との関係
十一 その他農林省令で定める事項
三 公団は、前条第一項第一号の事業に係る第一項の事業実施計画については、次条第一項の規定により指示された事業基本計画に基づいて、これを作成しなければならない。

四 公団は、前条第一項第三号の事業を行おうとするときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。
五 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。
一 管理する施設
二 管理の方法
三 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、管理の委託に關する準則
四 管理費及びその負担割合
五 その他農林省令で定める事項
六 公団は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

2 前項の規定により縦覧に供された事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害關係人(当該事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者をいう。以下同じ)は、同

項の縦覧期間内に、公団に意見書を提出することができる。

3 公団は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、その必要の範囲内においてその事業実施計画又は施設管理規程を修正し、その旨をその意見書を提出した者に通知するとともにその修正に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面での意見書を提出した者に通知するとともにその意見書に係る意見の概要及びその意見を採用すべきでないとする理由を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

4 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画について前項の規定による修正をする場合には、前条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

5 公団が第三項の規定により事業実施計画又は施設管理規程を修正しようとする場合には、第十九条第六項の規定を準用する。

6 公団は、第二項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 第三項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないことと認めると通知を受けた者及び第二項の規定による意見書を提出した者で第三項の農林省令で定める期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかつたものは、更に意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。ただし、第三項の農林省令で定める期間満了後十五日を経過したときは、この限りでない。

8 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書に提出した者に通知し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面での意見書を提出した者に通知するとともにその書面の写を公団に送付しなければならない。

9 農林大臣は、第七項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

10 公団が第三項又は第八項の規定により事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分について更に第一項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行うべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。

12 公団は、第十八条第一項第一号イの事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行によつて生ずべき施設の一部を発電事業又は水道事業を行う者に使用させる旨を定めたものについては、前項の規定による告示があつた後、その発電事業又は水道事業を行う者から、その者が当該施設の一部を使用する場合にはその事業実施計画に従つてこれを使用する旨の承諾を得なければならない。

13 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業については、その事業に係る事業実施計画につき第十一項の規定による告示があつた後（第二十一条第一項ただし書に規定する事業については同項本文の公告があつた後、前項に規定する事業については同項の承諾があつた後）でなければ、その事業実施計画による工事に着手してはならない。

（事業実施計画等の変更）
第二十二條 公団は、第十九条第一項の事業実施計画又は同条第四項の施設管理規程を変更しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、その変更に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

2 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、第二十条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

3 第一項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）については、第十九条第六項及び前条の規定を準用する。
（施設の使用、資金の供給等の認可）
第二十三條 公団は、発電事業又は水道事業を行う者に対し、第十八条第一項第一号イ若しくは第二号の事業の施行によつて生じた施設の一部を使用せよとするととき、又は同条第二項第二号に規定する資金の供給を行おうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、これに関する処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣又は自治庁長官の同意を得なければならない。
3 公団は、専用施設を新設し、又はその貸付を行おうとするときは、発電事業に係る専用施設の施設又は貸付にあつては農林大臣及び通商産業大臣の認可、水道事業に係る専用施設の施設又は貸付にあつては農林大臣及び政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣の認可を受けなければならない。
（賦課金）
第二十四條 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号から第三号までの事業によつて利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三条に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものに対して、その受ける利益を限度として、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。
2 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。
3 前二項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納入させる場合にあっては、最初に納入させる場合を除く。）前九十日まで、しなければならない。
4 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。
5 公団は、前項の規定による不服の申立があつたときは、同項ただ

し書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

(強制徴収)

第二十五条 公団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例によ

り、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

6 前三項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

7 公団は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十六条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第二十八条並びに第三十九条(賦課金の徴収)の規定については、第二十四条第二項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これらの規定を準用する。

(県の費用負担)

第二十七条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む原は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

(権利関係の調整)

第二十八条 公団が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行った場合については、土地改良法第五十九条(償還すべき有益費)、第六十二条(地代等の増額請

求)及び第六十五条(農地法の適用)の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「愛知用水公団が行う愛知用水公団法(昭和三十年法律第一号)第十八条第一項第一号から第三号までの事業」と、同法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「愛知用水公団法第二十条第一項の規定による賦課金を納入した者(同条第二項の規定による賦課金に充てるため土地改良区が同法第二十六条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）」と読み替えるものとする。

(土地改良法の準用)

第二十九条 土地改良法第十八条(測量、検査等の手続)、第十九条(障害物の移転等)、第二十一条(急迫の際の使用等)、第二百二十二条第一項及び第二項(損失補償)並びに第二百二十三条(補償金等の供託)の規定については、公団を国とみなし、公団が行う第十八条第一項各号の事業を土地改良事業とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同法第二百二十二条第二項中「第十条第三項、第四十八条第五項(第九十五条の二第三項及び第九十六条の二)において準用する場合を含む。」、第八十七条第三項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十六条の二第五項、第九十八条第九項又は

第九十九条第十一項の規定による公告」とあるのは、「愛知用水公団法第二十一条第一項(同法第二十二條第三項において準用する場合及び同法第二十一条第十項の規定により同法第二十一条第一項に規定する手続を行う場合を含む。)の規定による公告」と読み替えるものとする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第三十一条 公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算及び資金計画の参考となる事項に関する書類を認可申請書に添えなければならない。

(決算)

第三十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第三十三条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、

その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所にて備えて置かなければならない。

(借入金)

第三十四条 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は国際復興開発銀行以外の金融機関から長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 公団は、国際復興開発銀行から長期借入金をすることができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

(債券の発行)

第三十五条 公団は、その国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額に限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの貸付)
第三十六条 政府は、公団に対して長期又は短期の資金の貸付をすることが出来る。

(政府の保証)
第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、公団が昭和三十六年三月三十一日まで

に国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることが出来る。

2 前項の一定の金額は、七十一億六千万円を同項の借入契約の締結の際における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七十一条の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額又はその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨以外の外国通貨をもつて表示した額とする。

(償還計画)
第三十八条 公団は、毎事業年度、長期借入金金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)
第三十九条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、次に掲げる経費の一部を補助することが出来る。

一 第十八条第一項第一号の事業に係る事業費
二 第十八条第一項第二号又は第二号の事業の施行によつて生じた施設で公団がみずから管理を行うものについての同項第二号の事業に係る事業費

(余裕金の運用)
第四十条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債及び農林大臣の指定するその他の有価証券の取得
二 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金
(財産の処分等の制限)
第四十一条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)
第四十二条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員給与及び退職手当に関する事項
2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林

大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)
第四十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十一条第一項、第三十四条第一項若しくは第三項ただし書、第三十八条、第四十一条又は前条第二項の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。
四 次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

(農林省令への委任)
第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第四十五条 公団は、農林大臣（発電事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び通商産業大臣、水道事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣。以下この章において同じ。）が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關

し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第四十六条 農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)
第四十八条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同法同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）（以下「法律第七十七号」という。）附則第十條又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）（以下「法律第五十五号」という。）附則第四十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続

いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続き公団の役員又は職員として在職し」と、法律第五十五号附則第四十條第一項中「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続き地方事務官若しくは地方技官又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同條第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公団の役員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公団の役員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は公務員とみなされる者となつたときを合す。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員として在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者として在職年月数に通算する。

4 第一項（他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條

第一類第八号(附属の一) 農林水産委員会商工委員会審査会議録第一号 昭和三十年七月二十八日

一項の規定を準用するときを含む。及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短期間を超えて達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(国有土地等の管理)

第五十条 農林大臣は、公団に対し、政令で定めるところにより、その同意を得て、第十八條第一項第一号の区域内にある農地法第六十一条各号に掲げるもの(農地法施行法第六條第一項の規定により農地法第四十四條第一項の規定によつて買収したものとみなされるものを含む。)の管理を委託することができる。

2 公団が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公団の負担とする。この場合には、受託に係る同項に掲げ

るものの使用料は、公団の収入とする。

(他の法令の準用)

第五十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第五十二条 公団が第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。
- 三 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第二十一条第十三項の規定に違反して工事に着手したとき。
- 五 第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 第四十五條第二項の規定による命令に違反したとき。
- 第五十四條 第五條の規定に違反し

た者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第二条 農林大臣は、第九條第一項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、第九條第二項の例により公団の副総裁又は理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された総裁、副総裁、理事又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、第二十条第一項の規定による事業基本計画の概要の公表をした後でなければ、前条第一項の規定による指名をしてはならない。

第四条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従ひ、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者が前条の事務の引継を受けたとき

は、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第八条 公団の最初の事業年度は、第三十條の規定にかかわらず、その設立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第九条 公団の最初の事業年度の予算については、第三十一条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ四の次に次の一号を加える。

一ノ五 愛知用水公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 愛知用水公団

(法人税法の改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本住宅公団、」の下に「愛知用水公団、」を加える。

(農林省設置法の改正)

第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の二項を加える。

3 農地局に愛知用水公団監理官一人を置く。

4 愛知用水公団監理官は、命を受けて愛知用水公団の指導監督に関する事務を掌理する。

第九條第一項は次の一号を加える。

十四 愛知用水公団の指導監督を行うこと。

(地方税法の改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「日本電信電話公社、」の下に「愛知用水公団、」を加える。

第七十二條の四第一項第二号中「日本住宅公団、」の下に「愛知用水公団、」を加える。

第七十三條の四第一項第一号、第二百九十六條第一号及び第三百四十八條第三項第二号中「日本電信電話公社、」の下に「愛知用水公団、」を加える。

(所得税法の改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(土地収用法の改正)
第十六条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公団」を加える。

(国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第十七条 国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

本則中「又は日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行又は愛知用水公団」に改め、「第三条第一項」の下に「又は愛知用水公団法(昭和三十年法律第 号)第三十五条第一項」を加える。

○網島委員長 本案の内容につきましては十分に御承知のことと思ひますので、ただちに質疑を行います。なお午前十一時より引き続き農林水産委員会を開会することになっておりますので、そのつもりでなるべく簡潔にお願いいたします。川俣委員。

○川俣委員 本機械公団、愛知用水公団の法案中に、恩給法を適用することになっておりますが、この際公務員とし、この同一の資格をもって公団に転職されるのでありますから、その円滑をはかるために、恩給法を適用されるそれ自体の本質については別に異議はないのですが、役員等になって行かれる場合に、この役員は相当高給じやないかと考えられる。高給の場合は、高給で行って恩給法を適用するなどというものは、これは一つの機関に役人の恩給を設け置いたということになると非常に好ましくない事態が起きるのでないかと思ふ。給料はどの程度になるのか。あるいは役所から転勤した場合に同じ給与なのか。違った給料の場合には恩給法をどう適用するのか。

○河野國務大臣 ただいまの恩給の計算につきましては事務当局から説明させていただきます。

○渡部(伍)政府委員 恩給の関係は、機械公団の方は三十一条で規定しておりますが、恩給年限に達しない者が要するに公団に入って公団の職務を勤めて、また公務に帰った場合に、公団の在職期間を公務員として在職したものと計算する、こういうことになっておるのであります。恩給年限に到達しない者が公団に行った場合は通算して考える、こういうことになっております。

○川俣委員 そうするとその職場へ戻らなければその恩給期間が喪失するということになるのですか。どうもこれをみると、必ずしもそうでないようなんです。農林省から出て行って公団に入つて、また農林省へ戻つてきたときにその分だけ継続するというならわかるのですが、そうでなくて、公団に入つた場合でもさらに恩給期間が延長せられて、そこで退職した場合はその退職時の給料で恩給を計算するということになる、相当問題が起つてくるわけなんです。

○河野國務大臣 今の恩給の問題ですが、役所から公団に出て参りまして、公団におるうらの年限は恩給に加算をいたします。そこで川俣委員の御質疑は、給料が高くなる、そこでやめた場合に非常に高い恩給がつくではないか、こういうことだと思ふのですが、これは役所に戻らずにやめれば、それは恩給年限に加算をいたしません。それから必ず役所に一たん戻つて、役所の給料に戻りまして、そこでその間の年限は恩給に加算して役所の俸給で恩給を出す、こういうことになっておるわけでありませぬ。

○川俣委員 その趣旨でこの法律ができておるといたしますれば承知いたします。どうも私研究が不十分であるかもしれませんが、何か期間中も恩給が継続されるように解釈をせられますので、今の質問をいたしましたのであります。出先に行つて、そこでやめる場合には加算されないというなら問題はあります。

次は愛知用水の第三章の業務です。が……。

○網島委員長 ちょっとお願いいたしますが、実は通産の方から松平委員がお見えになりましたので、先に松平委員に御発言をお願いしたいと思います。

○川俣委員 それでは第三章の業務については質問を留保しておきます。

○松平委員 昨日補償問題で若干関連質問をしたのでありますが、きょうは愛知用水公団法案について若干質問したいと思ひます。愛知用水の計画概要というものは、非常にネコの目のようにぐるぐる変わるものであります。そこで私もどもとしては、一体どこまでこれが信用が置けるかということについて疑問を持つわけでありまして、私どもに配付された資料によりまして、五月の資料と六月の資料が、目的についても非常に大きな違いがござるのであります。五月にわれわれに配付された資料は、開田計画として大体三千町歩の開田計画でありまして、六月になつて配付された資料によりまして、開田計画は二百何町歩となつてしまひまして、まるで開田計画三千町歩がその十分の一にも満たない二百何町歩になつており、今まで五年もかかつて調査しておつたのに、一月間に三千町歩の開田計画が二百何町歩になつたというところはあまりにござんではないか、これはどういふわけでございますか、これはどういふわけでございますか、さんなものをわれわれに出したのか、わずか一月の間に、三百億円もかかるのに、こういうござんなものをわれわれに出して下さるということ、われわれを侮辱しておるのではないかと思ふのです。一体どういふわけでございますか、その変わる原因、それから開田の計画の変わった原因もお聞きしたいのであります。

○渡部(伍)政府委員 御説明申し上げたい。本計画に一番問題になつておつたのは、ダムをどこに作るかという問題であつたのであります。当初は二子持にダムを作つて、七千万トン以上の水をためたい、こういうことになつておつたのであります。ダムの構案についてこれを経済的に処理するために

は、ロックファイルで牧尾橋の方がよろしいということに諸般の研究の結果なつたのであります。そういたしますと水の容量が七千万トンから六千三百万トンに落ちたので、従ひましてこの水をもつて下流の受益地域の事業を遂行するため水の効率をもつとよくするために、開田計画を落しまして、上流の貯水量が減るのに対応させたのであります。

○松平委員 この調査は四、五年前から続けられておつて、われわれは大体二子持ということに話を聞いておつたのであります。そして本年の五月までは二子持でやるという計画を出されてきておる。その後たつた一カ月で牧尾橋になつた。そして牧尾橋の調査もろくすっぽらずに、六月にあつた計画を出して来た。諸般の研究と言われどどこにあるのか。また五年もかかつて二子持中心に研究しておつて、ずつとその資料を整えてわれわれにも提示されておつたのに、たつた一カ月の間に今度はすつかり計画を変えて、違つたものを出して下さるというござんなやり方をしておられるのですが、それは一体どこに原因があるのか、もつとはつきりしたことを伺ひたい。

○渡部(伍)政府委員 お答えいたします。この計画につきましては、資料としてはお話のように簡単に一カ月で変わったという現象を呈しておりますが、実は二子持、牧尾橋の両方についてわれわれは長く調査を続けてきておるのであります。二子持は二子持で、河床を四十メートル掘らなければ岩盤に達しないので、何かと経費が非常に多くかかる。牧尾橋につきましては、

は、ロックファイルで牧尾橋の方がよろしいということに諸般の研究の結果なつたのであります。そういたしますと水の容量が七千万トンから六千三百万トンに落ちたので、従ひましてこの水をもつて下流の受益地域の事業を遂行するため水の効率をもつとよくするために、開田計画を落しまして、上流の貯水量が減るのに対応させたのであります。

○松平委員 この調査は四、五年前から続けられておつて、われわれは大体二子持ということに話を聞いておつたのであります。そして本年の五月までは二子持でやるという計画を出されてきておる。その後たつた一カ月で牧尾橋になつた。そして牧尾橋の調査もろくすっぽらずに、六月にあつた計画を出して来た。諸般の研究と言われどどこにあるのか。また五年もかかつて二子持中心に研究しておつて、ずつとその資料を整えてわれわれにも提示されておつたのに、たつた一カ月の間に今度はすつかり計画を変えて、違つたものを出して下さるというござんなやり方をしておられるのですが、それは一体どこに原因があるのか、もつとはつきりしたことを伺ひたい。

○渡部(伍)政府委員 お答えいたします。この計画につきましては、資料としてはお話のように簡単に一カ月で変わったという現象を呈しておりますが、実は二子持、牧尾橋の両方についてわれわれは長く調査を続けてきておるのであります。二子持は二子持で、河床を四十メートル掘らなければ岩盤に達しないので、何かと経費が非常に多くかかる。牧尾橋につきましては、

は、ロックファイルで牧尾橋の方がよろしいということに諸般の研究の結果なつたのであります。そういたしますと水の容量が七千万トンから六千三百万トンに落ちたので、従ひましてこの水をもつて下流の受益地域の事業を遂行するため水の効率をもつとよくするために、開田計画を落しまして、上流の貯水量が減るのに対応させたのであります。

展酸ガスが出る断層があるというふうな問題があつたのであります。従来技術からいきますと、経費はよけいにかつてもグラビティ・ダムで二子持に作つた方が安全であるというのが昨年末ごろまでのわが国の技術者の見解であつたのであります。これに對しては世銀の推薦するペンフィックの意見は、そんな不経済なことをしたのでは聞かぬが悪いじゃないか、牧尾橋の地質が処理できるものかできないものか、もう少し研究したらいいじゃないかと、研究した結果どうしてもできないときに、初めてよけい経費のかかる二子持にしておおそくはない、そういう示唆がありまして、私の方では技術者を五人これらの研究にアメリカにやりました。さらに世銀の推薦しておるエリック・フロアを現地に連れてきてまして詳細に検討いたしました結果、牧尾橋の地質は完全に処理ができる、従つて水量は少々減つても、経済的に有利な牧尾橋にやるべきであるという結論に到達いたしました。この問題につきましては、エリック・フロアがきましたの技術上の検討の結果につきまして、経審、建設省、通産省等の技術者も参加して十分検討をいたしました結果、牧尾橋にきめる方がよいというところになつたのであります。私どもの方としては突如として変えたものではありませんが、十分各方面の調査をした上できめたのであります。それがきまりましたので、法律をいよいよ最終的に出すことになつたのであります。それまでの資料は経過的な資料でありまして、経過的な資料はこの地区でも漸次改善していくのであります、その

点はそのうふうに御了承を願ひたいと思ひます。

なお牧尾橋ダム・サイトの選定の経過と地質調査の概要はたゞいま資料でお配りすることにいたします。

○松平委員 たいまのお話によりまして、主として経済的な理由で牧尾橋にきめたということですが、そこで牧尾橋にした場合に相当の貯水容量の減少がくる。それと全体の経費との関係はどういうふうなバランスになっておるか、一体二子持を牧尾橋にしてどれくらいの利益があるのか伺ひたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 お配りしてあります概要書の六ページの事業費のところの堰堤五十二億、このところの相違であります。これは最初に出したときは百億以上になっておつたと思ひます。

○松平委員 お話によると、アメリカへ五人視察にやられて見学されてきたということですが、ペンフィック・コンサルタント・サービスの専門家のサーヴェイというふうなものがありまして、ダムの地点をきめるのにアメリカの技術者を雇つてこなければ農林省ではきめることができないということですが、一体河床が四十メートルあるいは三十メートルあるとしても、現在秋葉のダムは五十メートルというのを日本人だけでやつておる。そういうことに対して農林省では技術員がないのですか。一体どの程度の技術的ない信があつてやつておるのか、お伺ひいたします。

○渡部(伍)政府委員 私の方では、この計画については二子持と牧尾橋を当初から調査をいたしました。その結果

果について最も確實安全を期するたためには、あらゆる調査と知識をとつてくのは当然でありまして、それでやつたのであります。

○松平委員 農業土木のお話ですが、ダムを作ることは日本でもやつておつたのです。ただ農林省が自分で直轄ダムを作るということをしなかつただけで、その辺のネコのひたいみたいな温床、水ため池を作るのがせいぜいであつて、こういう大きなものを作つたことがない。実際の経験が何もない。しかも日本の国内にはこれより大きなダムは日本でも初め発電のダムにしようという計画さえあつた、相当古くから知られておつた地点であります。従つてあらためてアメリカの技術者を招聘してやるということをしなくてはならないわけでありまして、農林省がそういうふうなことを長く時間をかけてやつたけれども、結局自信がない、そういうアメリカからそういう技術者を頼んでくるというふうなことをするから、

地元民にしらあるいはわれわれにしる、技術に非常な自信がないということとをみずから暴露しておるような格好になつてしまふ、世間では、それもあつてこの計画案が非常におおきなものであるという印象を各方面に与えておられます。ですからそういう技術面からいっても、一体農林省にこれをやつていく自信があるのかどうか、たとへば牧尾橋にしても三十何メートル程度あると思つたのです。河床が三十何米の難工事か知らぬけれども、これをやる場合にはやはりアメリカの技術が入つてきて、そしてアメリカの技術者の監督のもとにこれをやつていくということになるのかどうか、その点を伺ひたい。

○渡部(伍)政府委員 先ほど申し上げましたように、諸外国のダムの形式は、コンクリート・ダムから順次ロックフィル・ダムに変つてきておるのであります。その根本的な最も大きい理由は、ロックフィル・ダムの方がむづかしい地質に對するのにはいいということ、非常に経費が安くなるということ、非常に考慮される点にこの地点につきましては、コンクリート・ダムよりもロックフィル・ダムの方が、地質の方から見てもいいし経済的にもいい、こういう結論になつたのであります。ところが日本におきましては、ロックフィル・ダムの大きいはまだやつておりません。高さ四十メートル以内であります。今度の場合は八百八十メートルのレベルにしますと七十八メートルの堤の高さになるのであります。従ひまして日本ではこういう大規模のものはロックフィルとしては最初である、この次に電源の美幌でもロックフィルでやるということにおきかなくてはなりません。ロックフィルをやるためには、こういう大規模になると大規模の機械を使わなければなりません。そうしますと設計理論のほかにやはり従来の実施上の経験というものがものを言うことになりまして、私どももいたしても実現するためにはあらゆる知識を導き入しよう、こういうふうにお考えを導き入しようと思ひます。

○松平委員 私もコンクリート・ダムがいいかロックフィル・ダムがいいか、そういうことはよくわかりませんが、現在佐久間にしても秋葉にしても、これより大きな規模であつて、また河床の岩盤までの高さというものが非常に大きな差があるのであります。ロックフィル・ダムを作つてやつておる、しかも電源開発でありますから、もつぱら営業を考へてやつておると思つたのであります。そういうところは全然ロックフィルをやらずに、あなたの方だけロックフィルを初めてテスト・ケースとしてやつていくという根拠、その理由は一体どういふ理由なんですか。これが難事であるからなのか、あるいは特殊な地形であるからなのか、あるいはただ単にアメリカから懲罰されたのか、ペシフィック・コンサルタント・サービスは、彼らは日本がロックフィルを知らぬものだから、お前やれと言つてどこへでも勧めるのです。そうしてアメリカが指導してやるのだ、こういうことを言つ

ておる。どこのダムにもアメリカはそれを懲罰してあります。あなた方はそれに乗ったわけでありませう。どういふわけでこれに乗ったのか、それを伺いたい。あなた方、一体根拠があるのかどうか。

○渡部(伍)政府委員 私の方で考えましたのは、技術的に可能であり安全であれば、経済的に安いのをとることは事業を遂行する上に必要である、こういうふうなことを、この地点を調査の結果、ロックファイルを採用する方がよい、こういうふうなきめたのであります。

○松平委員 次に聞きたいのは、この用水の目的であるところの畑灌と開田の関係についてであります。五月の資料によりますと、たしか畑灌は一万三千町歩というようになっております。開田の方は三千町歩、ところが今回の新しい資料によりますと畑灌の方が一万六千町歩と三千町歩ふえておる、こういうわけでありませう、これはどういふわけですか、三千町歩ふやした理由というのはどういふわけですか。私どもの考え方からすれば、開田の方をうんと減らしてしまつて、今度は畑灌の方をふやしたという結果になつておられますけれども、そういう場合に農林省というはくるくるとネコの目のように変えていゝものかどうか。一体これでは地元農民も計画などというものは知らないのじゃないか。地元民が知つておれば——開田だといつてうれしがつておると、今度は畑灌になる、こういうわけなんでありませう、一体どの程度まで地元の農民の納得をとつておるのか。その点に對し

て変つた理由も聞きたいのであります。この点はさつき農林大臣も農地局長と耳打ちをされたようでありませうから、こういう場合に一月の間に目的が變つてしまつたといふことは、農林大臣もお知りにならぬのではないか、これは一体どういふわけなんですか。

○渡部(伍)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、ダムを最終的に様式規模をきめた結果、その水を最も有効に使うためにはどうすればいいかということ、下流の受益地域の再検討を加えたのであります。その結果、開田のうちの一部は、ため池に今までやつておるものを相当減算計算になつておりますから、そのため池を貯蔵する程度残しまして、洪水期の水を貯蔵する、そのためにため池をつぶして開田にするのが減る、さらに新しい開田等も多少減らしまして、水の需要量を減らすと同時に、さらにその後の精査の結果、畑地灌漑の余地があるといふことがわかりましたので、これを追加いたしましたのであります。

○松平委員 次に伺いたいのは、ダムを作るあの地点は、従来中部電力の前身によつても発電計画がありましたが、あそこを発電オンリーにする場合、そのことを仮定してやつてみた場合に、どの程度の高さで、どの程度の発電にするのが一体適當であるかといふことを御研究になつたことがあるか。またこれは通産省の関係になるのでありますけれども、発電オンリーにした場合のダムの形態といふことは、どういふのがあそこでは理想的であるかといふことをお聞かせ願ひたい。

○中島政府委員 あの地域はずつと上の方から下手に至るまで大体開発が完了に近づいていますので、あそこだけ独立に発電用のダムを作つて、果して採算に合うかどうかという点について若干疑問もあつたので、発電用専門のダムの理想的な形は、どういふものであるかといふことはまだわかつておりませぬ。

○松平委員 農地局長に聞きたいのですけれども、発電用のダムを作る、施設を作るといふことは、年間のキロワット・アワー、それを換算した純利益のおよそ何倍ぐらいの資本を動かすことが現在では有利なのか。つまり二億円の収入があるならば、最大は一体どの程度の投資をすべきかといふことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 利益の何倍といふことについては、ちよつと的確にわかりませんが、大体われわれの方で目安としておきますのは、キロワット・アワー当りの建設費はどのくらいになるかといふことを押えるわけでありませう、大体最近の例で申しますと、だんだん高くなりまして、二十円から三十円くらいまでの間が最近建設されるダムの建設費の通例であります。二十円以下の建設費になると比較的安い、こういうふうなことを考へておられます。

○松平委員 キロワット・アワー二十円といふことになりませう、下流の増量分とを合すると一体幾らの発電資金になるか。一万四千キロワットの発電所であり、それから下流の十二の発電所があります、それを二十円かけてみて一体幾らにしたらいいか。

○中島政府委員 このダムの建設費自体も、今後検討の結果若干の変更もありませうし、的確なことは言えませんが、大体利益の面から言ひますと、

二十円がいいか何円がいいかわかりませんが、大体ある地区で発電される電気のコストは、一応の標準なり限度があれと思ひます。それ以上電気の負担になる場合においては、むしろ発電をしない方がいい、こういう結果になりまして、それ以下の場合において初めて発電が可能になる。従つて今後の具体的な計画につきましても、発電が可能になるような計画を立て、それに沿つて発電側としても充分の負担をすといふふうな考へておられます。

○松平委員 この計画によりませうと、公団自体がすべて金融を担當することになつておるようでありませう。そこで普通の水力発電の開発は、御承知のように二十五、六分五厘になつておる。われわれの得る資料によりまして、五月までの間の皆さん方の話によると、大体やはり六分五厘の長期の資金を公団は貸せるというようになっておる。今回の六月出されたものによりませうと、発電に對しては特に年九分といふふうな六分五厘を上げてしまつた。そうしますと、結局高い利息を払わなければならぬといふことになる。それならむしろさうでなく、開發銀行から直接六分五厘の金を借りた方がいいじゃないか。公団を作るためにそれが九分上つてしまふといふふうな、一月の間をさういふふうな計画がずさんになつてしまつたといふのでありますけれども、それは一体どういふつもりであるか。通産省もそれに同意しておるのか。電気ははなはだいかぬではないか。電気が融資を受けて水力電気を開發してい

くよりも、公団を作るために高い金利を支払わなければならぬといふことは、どういふわけなんですか。これもどうも計画変更の中でははなはだ解せない点です。

○中島政府委員 お説の通りに、開銀から借りた金利は六分五厘ですから、私どもも六分五厘程度で見つてもらいたい、こういうふうな気持を持つておられます。ただ實際問題といたしまして、電力会社が建設をいたします場合には、金額が開銀資金ではなくて、そのうちの半分なり何なりが、一般の市中の借入金なり自己資本といふものが入るわけでありませう。従つてそれを込みに入りますと、六分五厘でなく、八分なり何なり、もつと高い金利になりますから、その関係で必ずしも六分五厘でなくともよからうといふ議論も出てくるわけでありませう。しかしこの点につきましても、なおわれわれの希望にできるだけ近づけていたただくようなつもりで、今後折衝いたしたいと思つておられます。

○松平委員 次に伺いたいのは、計画自体は総合開發計画という銘を打つておるわけでありませう。従つて金についてもこの公団が取り扱ふことになつておる。しかしその運営に當つては農業が中心となつておる。ところがアメリカの例をとりまして、TVAでもおわかにいふように、日本の総合開發といふものは、すべてこの公団なら公団が全部工業用水あるいは発電といふようなものもやつていかなければならぬ、そういう性質のものであると思ふのであります。ところがさうではなくて、農業だけはやるけれども、あとはやりつぱなし、金も貸しつ

ばなしというようになって、何らそれをコントロールしていくような権限を持っておられない。ばらばらになつておる。それはこの新しい総合開発を出された趣旨に反するのではないか。従つてもつと権限を持たして、発電あるいは工業用水も全部公団がコントロールできるようなぐあいにしていったらどうか。それでこそ私は初めて農業、工業の調整ができてうまくいくのじゃないかと思ひますが、それに対する考えは大臣はどういうふうにお考へておられますか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○河野國務大臣 お説の通り、総合的に木曾用水域を立体的に開発していくという事でございまして、もちろん工業関係についても十分考へていかなければならぬことは申し上げるまでもありません。従つて政府におきましては、主管は農林大臣がこれに当りますけれども、通産その他の関係御座の同意を得て、総合的にこれを企画をしていくという事に考へて参りたいと思ひます。電力その他につきましては、通産大臣においてしかるべく御指導があることであらうと考へております。

○松平委員 工業用水並びに上水道等に関して、この公団が金を貸せるようなぐあいになつております。御承知のように、現在の上水道、簡易水道等については、各地方公共団体においては補助起債について困難をきわめております。簡易水道のごときは単独起債というものがほとんどできません。ところがこの用水の沿線都市町村においては、この公団から金が借りられるようになっておる。

それらの上水道、簡易水道についてはこの公団が貸せる金というものは、国の起債とどういふ関連を持つておるか、同じ条件であるのか、あるいは町村でもつて借りたいというならば大体貸してくるというのであるか、現在のところでは、おそらく百件のうち二十件ぐらいしか水道については起債ができません。ところがこの用水の沿線の町村は、そういうような制限をやはり受けるのかどうか、あるいはフルにどの町村でも大体借りられるということになるのか、その辺のところをお伺ひしたい。

〔松浦委員長代理退席、委員長着席〕

○渡部(伍)政府委員 水道につきましては本公団が金を貸す部分は配水管まででありまして、それにつきましては本公団が建設のときに六分五厘で金を貸します。これを受益の市町村が年賦償還することになるのであります。従ひましてまず第一に受益のときに起債が必要になつてくるのでありまして、その起債の場合にこの程度であれば大体起債能力があるというふうな考へ方で自治庁と話し合ひをしておるのであります。しかし具体的町村になりますと、町村の財政状態がいろいろ違いますから、これは異なり、さらに農林省が、この事業がうまくいくようにいろいろあつせんをしなければいかぬ、こういう場合が出てくると思ひます。現在の基本的な考へ方はそういうこととあります。

○松平委員 最後に伺ひたいと思ひますが、昨日お伺ひしたところの補償問題について、若干補足的にお伺ひしたいと思ひます。吉川政務次官からこ

これは何つたのでありますけれども、この補償は公団がやるのであるか、あるいは農林省がやるのであるかということに対して、農林省自体がおやりになるということをお承りしておるのであります。そこでしからば、ここに出ておる六月の愛知用水の事業計画というものは、これは公団の場合の事業計画になつておりますが、従つてこの事業計画の中には補償料というものは含まれておらぬというふうにご了解できるのであります。つまり農林省自体がやるというわけでありまして、もしそうであるすれば、農林省は別に予算的措置を講ぜられるというのであるかどうか、あるいはそうではなくてこの事業計画の中から所要の補償料だけをとつてしまつて、そうしてあらためて実行予算というものを公団は作っていくのであるかどうか、その点を伺ひたいのであります。

○河野國務大臣 補償の点につきましては最も慎重を期してやる必要があると思ひまして、物心両面においていやくしくも地元のご了解を得るのに最善を尽くさなければならぬと考へております。ただいま予算処置についてお尋ねでございますが、これは予備費の中に含まれておるわけでございます。ただつけ加えて申し上げますが、この施設の工はもちろん公団がこれに当るのでございまして、農林省におきましても十分注意監督をいたしまして、万遺憾なきを期するつもりでございます。

○松平委員 そうしますと、予備費の中から出るといふことを大臣からお伺ひいたしました。この公団の経費の中にも予備費的な項目があるように見えるのであります。それらを合せて

の意味であるかどうかということ、それからもう一つ伺ひたいことは、この補償の農林省の窓口は一体どこにあるのか、つまりこの点は農地局でおやりになつておるのでありますけれども、この補償の問題は畜産局にも関係をおいたし、また林野庁にも関係をおすると思ひます。ことに圃有林については私は非常にその点があるように思ふのでありますけれども、その窓口は一体どこがおやりになるか、またこれは京都の農地事務局とはその補償については一体どういふ関係があるのか、その点だけお伺ひしておきます。

○河野國務大臣 愛知用水につきましては直接農林本省でこれをやります。ただいま窓口の語でございますが、農地局でこれが当ります。ただし畜産、山林、必要が起りました場合には農地局を通じて遅滞なく折衝いたすことにいたします。

○細島委員長 加藤清二君。一人として、この愛知用水計画を一日も早く実行に移されたいと念願いたしております。数多くの地元民の気持になつてこの問題の推進をはかつて参りました関係上、この際二、三それに関係のあることを承わりたいと存じます。実は質問を試みなければならぬ、数多くの問題がございまして、時間も関係上はほんの要点にとどめたいと存じます。

○松平委員 そうしますと、予備費の中からの出るといふことを大臣からお伺ひいたしました。この公団の経費の中にも予備費的な項目があるように見えるのであります。それらを合せて

○河野國務大臣 それは予備費に於いて松村文部大臣からその点について明確に所信が述べられております。その際の速記録を、御無礼でございますが、お説みになりますか、松村さんからお聞きになれば、私もその席に同席しておりましたが、明瞭に松村文部大臣は答へておられますから、おわかりいただけると思ひます。

○加藤(清)委員 それは次に受益者の負担についてお尋ねしたいと存じます。このような国営の事業に對する受益者負担は、他にも例が多々あると存じます。それと比較いたしま

答弁がまま食い違ひを来しておるようでございます。文部大臣は来年はもうないのだと言ひ、通産大臣はいや同じように買付をするのだ、こういうことでございますが、一体政府としてはきまつた方針があるのかないのか。またこの問題について、農林大臣は一体どのように考へておられるのか、この点をまず農林大臣にお伺ひいたします。

○河野國務大臣 その点につきましては、先般予備費委員会において大蔵大臣その他の閣僚からお答へ申し上げました通りに、政府といたしましては意見は一致いたしております。わが方の必要なる量しかしてわが方の希望する条件というものがいれられませんでした。は、引き続き余剰農産物の買入れを行うという事に決定いたしました。お尋ねは、

○加藤(清)委員 それでは文部大臣松村さんの、いや来年からはもう買付けないのだ、こういう言葉は、ものの間違ひか、その相談が決定する以前の言葉と受取つてよろしゅうございませぬか。

○河野國務大臣 それは予備費に於いて松村文部大臣からその点について明確に所信が述べられております。その際の速記録を、御無礼でございますが、お説みになりますか、松村さんからお聞きになれば、私もその席に同席しておりましたが、明瞭に松村文部大臣は答へておられますから、おわかりいただけると思ひます。

して愛知用水関係の受益者の負担は多きに過ぎるではないかと存せられま
す。すなわち毎年反当り二千八百円の
負担金を課せられなければならない、
こういう計画のようでございますが、
この点について大臣としてはどのよ
うな考えを持って、将来これをどう変
えようとしていらっしゃるのか、この
点についてお尋ねいたします。

○河野国務大臣 負担金の点につきま
しては、ただいま御指摘になりました
ように、平均はそういうことになっ
ておりますが、これは内容が非常に複雑
でございます。それぞれの種類に
よって違ふようになっております。も
ちろん負担金が安いとは考えておりま
せん、おりませんが、事情は十分検討
いたしました。なお今後必要が起れ
ば、昨日もその点については申し上げ
たのでございますが、一応全国の、現
在やっております政府の土地改良、こ
れと補助その他については同率でやっ
て参ることが妥当であると私は考えて
現在いたしておりますのでございます。し
かし将来において、この計画を遂行
し、これによって受益者が営農いたし
まして、その遂行いたして参ります
過程におきまして、そういう必要が起
り、そういう事態が起つた際にあらた
めて考慮するべき問題だろうと考
えております。

○加藤(清)委員 もちろん大臣のお答
えの通り、受益者の種類ないしはこ
の水の用途いかによつては、それぞ
れの負担額が違ふことは私も心得てお
ります。か、かりに平均値といしま
しても、反当二千八百円ということに
なりません、これは少くとも反当確
十貫目俵大体四俵に相当するわけ
でございまして、この七百円から八百
円に至るところの確安の値段が問題に
なつてゐるところは大臣がよく御存じ
の通りで、これもわずかに十円、二十
円の問題で高いとか安いとかいふこと
で相論議が沸騰するわけでございます
が、これとても農民の負担が多過ぎ
るから軽減しようといふところから発
していることと存じます。ましてい
わんや四俵分も反当納付しなければなら
ないといふことになりますると、相
当苦しい農家が出るのではないかと
存じます。この点農民の身になつて
よくお考えの上、なるべくならば
この二千八百円という数字は軽減す
るよう御努力が願ひたいと存するわ
けであります。

次に第三番目には、受益者はこれ
よつて喜ばれますけれども、喜ぶ人の
陰に泣く人があつたり、あるいはこれ
をねたむ人が往々にしてあるわけ
でございますが、この方々の気持ちを
緩和すべく御努力を前もつてして
いただきたい、こう存するわけござ
います。すなわち目下の状況ござい
まして、あの木曾川水系の犬山橋
前後で水田に灌漑用水を取つてい
るところの設備は、宮田、木津、名
古屋水道等々たくさんあるわけ
でございます。これが川底の低下に
よつて水位が下つていく、……。

○加藤(清)委員 それではこの問題に
ついて、一体大臣はどのような措置
を講じられようとしておりますか。

○河野国務大臣 この事業の遂行に
よつて影響を受ける下流の地点につ
きましては、その影響をなからしめ
るよう善処していくことは当然のこと
でございます。これらにつきましては
しかるべく措置を講ずる用意を持
つております。

○加藤(清)委員 しかるべくとお
つしやられただけではちよつと心配の
面があるわけでございますが、たと
えばあの地区に堰堤を築くとかある
いは取り入れ口を上にならして持
つていくとかいふ計画はございま
せんか。

○河野国務大臣 それらにつきま
して準備を整えて計画を立ててやる
ことに着々いたしておるわけであ
ります。

○網島委員 農林大臣にお尋ねいた
したいと思ひますが、機械公園の
問題でございますが、大蔵省は最初
愛知用水に重点的にやるうとした
。これを政府が政治的な立場から
今同北海道へ相当の金額を
さいた、こういうのであります。こ
れは五億五千万円程度のものであ
ります。ましようが、これが将来に
わたつてどういう見通しのもとに、
本年第一着手をされたのか、今後の
予算的な措置に對する見通しを承
わりたいと存じます。ことしはこ
しの風が吹く、来年は来年の風が
吹く、これだけのことで手を染め
られたのかどうか、将来にわたつ
たての見通しを明確に伺ひたい。

○河野国務大臣 もちろんこの機械公
園の計画につきましては所定の計画
を持ち、所定の年次にこれを完遂す
べく計画をやつておるのでございま
す。ことしだけでどういふことを
やるかといふことはむろん考
えておりません。御

承知の通りことしの金額はわずか
でございますが、これは機械を導入
する、そうして地元で道路を作つた
らば、それによつて本格的に明年
あたりからどんどんやつていくとい
ふこと、これにつきましてはお手
元には差し上げたいと思ひます。資
金の節約については御承知を願ひ
たいと思ひます。これはこの計画
通りに遂行して参る決意ございま
す。

○永井委員 この計画によりま
すと、当初の計画とはたいぶ違
うようであり、予算の増減によつ
てこれは事業計画の規模が違つて
くるのは当然であります。ただ
これだけの予算で計画を立てて、
これだけ出したら、これだけをや
るといふのは、縮まれば縮まれば
ならないと思ひます。縮まれば縮
まれば規模における一つの計画
があると思ひます。政府は根
柵原野の開発、篠津原野の開
発、篠津原野の開発について
当初計画したものを縮めただけの
計画のようであるが、この内容の
科学性あるいは合理性といふもの
は不十分だと思ひます。そういう
点について、縮まったこの予算
を基礎にして、合理的に科学的に
どういふふうなプログラムでこの
開発を完遂しようとしておるのか、
これを明確にしたい。

○渡部(伍)政府委員 機械開墾の
問題につきましては、当初根柵地
区は二つの地区をやつたといふ計
画であつたのですが、予算の関係
で本州は上北地区一地区、合計
二地区といふことになりました。こ
れの内容につきましては、当初の計
画は資金的にはある程度圧縮しま
した。それは要するに初めは理想
的に防禦家屋を作るといふ計画
になつておりましたけれども、こ

れでは農家の負担等も相当要
るに
なりますので、たとえば家屋にしま
しても、ほんの一部分だけを防禦
施設でやる。あとは漸次普及して
いくに従つて独力で直していくよ
うにして、資金的には結局節約す
ることになりました。さらに營業の
状態については、北海道農事試験
場、北海道大学あるいは根柵の中
村先生、さらに防風林については
林野等の関係者と相談してや
つておるので、この計画を進め
ていきたいと思つております。そ
れから篠津につきましては、配水
の切り方等につきましては、その
後調査の結果訂正したものであ
ります。これは立地上の訂正であ
ります。

○永井委員 この配られた資料に基
くものは、最初の計画を圧縮して
年度を延ばしたのか、あるいは年
度をそのままにして、たとえば道
路予算をこれだけ減らした、開
墾の分をこれだけ減らした。ある
いは機械購入の分をこれだけ減
らした。あるいは大型のものを小
型にしたというだけのものか、あ
るいはもつと最初の規模を切り
かえて、最初のものとは違つた規
模にして計画を立てかえたのか、
その計画の性格を一つ明らかに
したい。

○渡部(伍)政府委員 性格は
変わっておりません。先ほど申し
ましたように地区を……。

○網島委員 永井君、実は三十分
過ぎておるので。

○永井委員 ぼくは今始めたばかり
です。

○網島委員 そんなことを言つても
だめです。あなたはよく来てたの
で

すから……。あと二分間許します。それ以上は許しません。

○永井委員 それではもう一問だけ大臣にお尋ねいたしますが、北海道の根

拠原野の開発は困難な点は開墾であるとかなんとかいう点ではありません。開墾を機械でやらなければこの開発ができないというふうにはなく、営農の方式をどういうふうにするか、そしてその裏づけとなる資金が営農を維持するだけの最低の限度を保障し得られるかどうかというところに問題があると思うのであります。そういう点に対する基礎というものがこの計画には何ら盛られておりません。ただ機械で開墾するのだという、その第一年度としてはただ道路を作るという、実に空漠としてどっちの方向へどういう性格でどんなプログラムでどんな形でこの開発が行われるのかということは、全然この計画の内容やたまたまの答弁の内容からは、われわれはうかがい知ることができないのでございます。委員長は時間的に、機械的に早く質問を終れたいということですが、われわれは合同審査を求めた以上は、この内容をもっと伺いたいのではありません。ただ形式的に委員会を合同しているのじやないので、この計画はどのような形でやられるのか。営農資金はどういうふうになるのか。そして従来の開発計画とはどういふ点において違ふのか。この形で行くならば十分に各農家の個々の営農が確立されて、これがその地域におけるところの開発を円滑かつ安定した形において発展させることができるのかという点について、簡単によろしいです。それから、われわれが常識的に理解できるところに一つ明確にしてください。

い。答弁がだめでありますから、質問を何回も繰り返さなければならぬのであります。

○河野國務大臣 お答え申し上げます。この計画につきましては、学識経験者その他の方の御意見を十分参考にいたしまして、遺憾なきを期するように計画を立てていまして、いろいろ営農の点について困難な点は各方面で御意見がございまして、ございまして、御指摘のようによい、いろいろな営農の点にございまして、地元成功者もしくは北海道大学の学識経験者、これらの人の研究を資料にいたしまして、万遺憾なきを期するように案を立てている次第であります。

○永井委員 今の大臣の答弁ではこれを了解することはできません。大臣が政策的な見地に立つての所見だけであつて、具体的にはわからぬということであらば、事務当局でよろしいです。各農家に対する一戸当りの営農資金はどれだけの裏づけをするのか、これを御開かせ願いたい。

○渡部(佐)政府委員 お手元に機械公団法の内容を差し上げてございます。それに詳細出ておりますが、従来の営農資金のもの等よりは当然増額しなければならぬことになっております。この点はただいま大臣がお答えいたしましたように、現地の十分なる実情とそれに対する北海道権威者の御意見を聞いた上でいたしてございまして、ただし節約できるものは極力、先ほど申しましたように家屋等について暖房施設とかブロック建物にするというものを一ブロックでやめるといふようなことでありまして、十分取り上げております。

○永井委員 当局の答弁も悪いし、委員長の苦衷もまた察するにたくありませんので、この最後の質問で終りませう。私は昨年根拠原野を視察いたしました。ところが現地の町村及び農業関係の人々の声は、従来のような形で入植させられるならばお断わりをしたいと思います。たとえ北海道でありませうならば、別海の村の現在の人口は千五百戸くらいです。千五百戸くらい入植したところから、千戸くらい入植者がほとんど生活扶助者だ。転落している、あるいはほかに移らなければならぬ、村内にいる者に対しては生活扶助を与えなければならぬ、こういう入れ方である。何万戸という戸数のところに千戸の入植者があるというなら別ですが、村の中の半分以上が新しく入植を持ち込まれて、この生活扶助をしなければならぬ、ということになります。町村財政は破産の状態になる。営農以前の村を維持するかどうかという、こういう悲惨な状態になっている。こういう形です。ただ日本に現在余っている人間だから、余っている人間をこへ追い込む。そしてわだかま補助金だけをくっつけて、あとは野となれ山となれというので入植者を入れるというふうなことは、これは重大な問題である。このが現地におけるところの町村及び農業委員会の切実な要求なのであります。この地帯の開発にはこういうあやまちを繰り返さないようにしなければならぬ。それには各個の農家が最低営農が確立できるような必要の条件と、営農が科学的には試験場その他においてちゃんとあるわけです。それだけの必要な資金を裏づけにしないで、

ただ入れるというところに問題がかかっておりますから、その点最低の営農の各戸安定のできる基礎はどれだけの財政を裏づけにして入植させようとするのかというところが、この法案をわれわれが賛否を決するポイントであります。それを十分に十分にとり、抽象論ではわれわれは理解できないのであります。もうこれはことしから出発しようというのでありますから、その財政の裏づけとなる資金はどれくらいが用意されているのか、こういうことを承わりたい。

○網島委員長 ちょっと永井委員に私から註釈しますが、補償のことにつきまして、その他それに関係することについては後刻農林委員会の秘密会をこの直後に開いてすることになっておりますので、事務当局もさきにわたつた説明が困難かと存じますが、そういうわけで秘密会に移ることになっておりますから、その点は御了承願わりたいと思ひます。

○渡部(佐)政府委員 お話の点その通りであります。その点がわれわれこの計画を苦心したのであります。たとえば一戸当りの営農資金及びこれに付随する開墾建設費等を合せまして、従来北海道だと全部を合せまして三百万円程度を予定しておつたのが、これでは五百万円以上を予定するといふふうな考え方にいたしてあります。従いましてお話の点は今後十分注意いたしますけれども、十分取り入れたつもりであります。なお実施に当りましていろいろ御注意いただければ幸いです。

○永井委員 それから機械の購入であります。この機械の購入は国産でも十分できると思ひます。また国産培養というものが今の内閣のローガンである。たとえ国産を主にして、国産で間に合わない分を外国から輸入する、アメリカから輸入するというのか。アメリカのひもつきによつてこれらの機械が全部来るのか、その点を明らかにしていただきたい。

○河野國務大臣 御指摘のようによい。つきで輸入することは一切ございませぬ。国産で間に合うものは全部国産でやります。この点は明確にいたしておきます。

○松平委員 ごく簡単に、先ほどちよつと落しましたので、農林大臣並びに中島公益事業局長にお伺ひしたいと思ひます。補償に關連してあります。関西電力の新たな発電並びに十二にわたる下流の発電所の電力量が相当増すわけでありまして、この点に關連いたしまして、補償の一環として私は公共補償のことを考へていかなければならぬと思ひます。その公共補償の一環として、新しくできる電力もしくは下流の発電所の電力量の一部を関西電力と中部電力と話し合ひをさせまして、地元これを使わしてもらふ。現在あの地区におきましては、目の前にある発電所は全部関西電力でありますから、一つも使つておらぬのであります。従つてあそこの工業がちよつとも発展しない。今度できましても全部関西に持つていかれることになるのであります。総合開発の手前からいへば、やはり木曾川全体にわたつてある程度の特典を与えていかなければならぬ。被害ばかり与えるということでは、この目

ただ入れるというところに問題がかかっておりますから、その点最低の営農の各戸安定のできる基礎はどれだけの財政を裏づけにして入植させようとするのかというところが、この法案をわれわれが賛否を決するポイントであります。それを十分に十分にとり、抽象論ではわれわれは理解できないのであります。もうこれはことしから出発しようというのでありますから、その財政の裏づけとなる資金はどれくらいが用意されているのか、こういうことを承わりたい。

○網島委員長 ちょっと永井委員に私から註釈しますが、補償のことにつきまして、その他それに関係することについては後刻農林委員会の秘密会をこの直後に開いてすることになっておりますので、事務当局もさきにわたつた説明が困難かと存じますが、そういうわけで秘密会に移ることになっておりますから、その点は御了承願わりたいと思ひます。

○渡部(佐)政府委員 お話の点その通りであります。その点がわれわれこの計画を苦心したのであります。たとえば一戸当りの営農資金及びこれに付随する開墾建設費等を合せまして、従来北海道だと全部を合せまして三百万円程度を予定しておつたのが、これでは五百万円以上を予定するといふふうな考え方にいたしてあります。従いましてお話の点は今後十分注意いたしますけれども、十分取り入れたつもりであります。なお実施に当りましていろいろ御注意いただければ幸いです。

○永井委員 それから機械の購入であります。この機械の購入は国産でも十分できると思ひます。また国産培養というものが今の内閣のローガンである。たとえ国産を主にして、国産で間に合わない分を外国から輸入する、アメリカから輸入するというのか。アメリカのひもつきによつてこれらの機械が全部来るのか、その点を明らかにしていただきたい。

○河野國務大臣 御指摘のようによい。つきで輸入することは一切ございませぬ。国産で間に合うものは全部国産でやります。この点は明確にいたしておきます。

○松平委員 ごく簡単に、先ほどちよつと落しましたので、農林大臣並びに中島公益事業局長にお伺ひしたいと思ひます。補償に關連してあります。関西電力の新たな発電並びに十二にわたる下流の発電所の電力量が相当増すわけでありまして、この点に關連いたしまして、補償の一環として私は公共補償のことを考へていかなければならぬと思ひます。その公共補償の一環として、新しくできる電力もしくは下流の発電所の電力量の一部を関西電力と中部電力と話し合ひをさせまして、地元これを使わしてもらふ。現在あの地区におきましては、目の前にある発電所は全部関西電力でありますから、一つも使つておらぬのであります。従つてあそこの工業がちよつとも発展しない。今度できましても全部関西に持つていかれることになるのであります。総合開発の手前からいへば、やはり木曾川全体にわたつてある程度の特典を与えていかなければならぬ。被害ばかり与えるということでは、この目

的に反すると思つてあります。従つて新たにできる電力量の一部を地元に使わせるような御措置をお考え願つて、これを関西電力と中部電力との間をあつせん願つて、地元で若干の還元をしていただくように御配慮願ひたいと思ひますが、この点に関して特に大臣並びに事業局長にお願いして、その御所見を承わりたいと思つてあります。

○中島政府委員 お話の通り木曾川筋の電気は現在が関西電力の方に参つております。今後開発される電気あるいは増加される電気につきましては、これを地元に戻すということは、これは関西電力が中部電力の区域に供給するという事になりますので、法規上は特別の措置をとらなければなりません。ただ実際問題といたしましては、関西電力で余る電力を中部に供給するという事は当然でありますから、そういうふうな操作はできます。ただおそらくは目的とせられるところは、地元の電気をそこで安く使いたいという趣旨ではないかと思ひますが、これは結局地域差の問題になります。現在の供給規程では、一地区の料金は全部同一になつておりますから、それをどう変えるかということになりますと、規程の改正ということになりますから、現在のままの形では融通の形で返すという以外にちよつと方法がないのであります。将来そういう問題は十分研究の対象とはいはします。

○石田(寄)委員 関連して、電気料は灌漑排水関係の特例を認めてあるのですが、それは中部電力と関西電力との関係はどういう開きがあるか、それが一点、それから一トン当りの用水料の負担額が発電関係は二円何がして、農

業用水の方は四円幾らになる。そういうふうな開きをつけてあるが、農事用電力等の場合に、農地開発をやつた場合の何か特例のような話し合いがあるのかないのか、またそういうことをやる余地があるのかないのか、これはきわめて重要な事です。

○中島政府委員 灌漑排水用の電力は特別の料金になつております。これが趣旨は大体豊水期に、つまり電気の豊富に出るときに使われる電力でありますから、これに着目して割引してあるのであります。中部と関西とはそれぞれ全体の原価が違いますから、若干の相違はあります。どの程度の違いがあるか、今手元に資料がありませんが、これは料金表ではつきりしてあります。それから将来開発のときに、灌漑排水用の電力を作るための水のコストを特別に計算するという事は、ちよつと困難ではないかと考えております。

○石田(寄)委員 それが別になつておるから指摘しておるのです。農地開発をやつた場合、土地改良等をやつた場合に、その地域の農事用電力というものに對しては特別なやはり恩典を与えることが私は可能であると思ふが、それに対して可能であるかどうか、その見通しについて聞いておるのです。

○中島政府委員 農事用の電力に對しまして、特別料金を作るといふことは現在でもやつておりますし、可能でありますけれども、その中に特別に農業開発等に関連して、あの地区だけさらにまた別の灌漑排水用の電力料金をきめるといふことは、現在の制度のもとにおいてはちよつとむずかしいのではないかと思ひます。

○網島委員長 これをもつて農林水産委員会と商工委員会との連合審査を終ります。

午前十一時四十五分散会

昭和三十年八月三日印刷

昭和三十年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局